

最終更新日:2016年6月30日

株式会社なとり

代表取締役会長兼社長 名取 三郎

問合せ先:03-5390-8111

証券コード:2922

<http://www.natori.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「自由闊達にして公正で節度ある企業活動により、食文化の創造と発展を通して、顧客満足・株主還元・社会貢献の実現を図り、社会的に価値ある企業として、この会社に係わるすべての人が誇りを持てる会社を目指す」という経営理念のもと、お客様、お取引先、株主、社会、社員等のすべてのステークホルダーの皆様から「社会的に価値ある企業」として認めていただけるよう、積極的に情報開示・説明責任を果たし、継続的に企業価値を高めていくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な施策のひとつとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

当社の株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率は低く、現在の書面による議決権行使や外国人株主の議決権行使状況に大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使や株主総会招集通知の英訳は採用しておりません。

今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を斟酌し、採用の可否を判断してまいります。

【補充原則3-1-2】(英語での情報の開示及び提供)

当社の株主構成に占める海外投資家の比率は低いと、英語での情報開示・提供は現在実施しておりません。

今後につきましては、海外投資家の比率等の動向を斟酌し、英語での情報開示・提供の可否を判断してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。

基本方針としては、取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限りは保有し続けますが、毎年定期的に取締役会で見直しを行い、保有する意義が乏しいと判断した株式については、適宜株価や市場動向などを見て、売却について検討いたします。

議決権の行使につきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先企業の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使してまいります。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は関連当事者間取引について、新規取引が発生した際に、取締役会で都度討議し決議を行っております。継続中の取引については、年に1回取締役会にて討議し決議を行っております。なお、取締役会での決議には、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外しております。

また、毎期末に当社グループの全役員に対し、関連当事者取引の有無について確認を行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)経営理念、ミッション、企業メッセージ、中期経営計画等を当社ホームページ、決算短信等で開示しております。経営指標につきましては、収益力の観点から売上高経常利益率、株主重視の観点からROEをそれぞれ向上すべく常に意識した経営を進めております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

(3)取締役の報酬の決定方針と手続きについては、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

(4)取締役・執行役員・その他経営幹部の選任については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を経営諮問委員会に諮問し、取締役会で決定をしております。

(5)当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しております。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の明確化)

当社は、取締役会規定や職務権限規定等を定め、取締役会と業務執行部門の役割・責任を明確に分離しております。

執行役員を選任し、意思決定の迅速化と責任体制の明確化、経営組織における権限の明確化等を行っております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や、経営戦略等の取締役会規定に定められた重要事項についての意思決定と、業務執行の監督を行っております。

業務執行部門は、職務権限規定等に定められた役割・権限に基づき、日常の業務執行を効率的に実行しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在、3名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営戦略等の重要な意思決定と、業務執行の監督を行う役割を担っております。このために、各業務分野に精通する社内取締役と、多様な経歴・経験・属性をもち、当社との間に直接の利害関係が無く、精神的にも経済的にも独立した社外取締役を複数指名しております。また、独立社外取締役の指名にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき指名しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会の出席者は、当社の事業に関わる営業、生産、内部管理等について、専門能力・知見を有する取締役及び常勤監査役と、会計・経営に関して多岐にわたり専門的知識を有する社外取締役及び社外監査役により、知識・経験・能力のバランスや多様性・規模の面におい

て、適切にガバナンスに配慮した構成とすることを基本方針としております。
取締役の選任に関する手続きは、原則3-1(4)の記載のとおりです。

取締役の人数は12名以内、監査役の人数は5名以内と定款に定めております。
現在、当社の取締役会は、独立社外取締役3名(うち、女性1名)を含む取締役が10名と、独立社外監査役3名を含む監査役4名の計14名で構成されております。

【補充原則4-11-2】(取締役及び監査役の兼任状況)

取締役及び監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
取締役及び監査役が、他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役及び監査役としての職務遂行に支障が無いことを事前に確認しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、月1回開催する定例取締役会に加え、社内での主要会議である執行役員会議や本部長会などにも出席できることとしております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性に関する分析と評価)

当社は、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じ随時の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行っております。(2015年度の取締役会開催実績は16回)

コーポレートガバナンス体制として監査役設置会社を採用しており、監査役が取締役会に出席することで、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、監査・監督の実効性の向上を図っております。

また、当社では取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として「取締役会評価委員会」を設置し、取締役会の実効性に関する評価を定期的に実施することとしています。具体的には、質問票(注)に対する回答を全ての取締役と監査役から得たうえで、「取締役会評価委員会」において、結果に基づく分析・検証を行い、取締役会への提言を行うこととしております。それを受け、取締役会にて現状の評価結果および課題の共有と今後のアクションプランについて建設的な議論を行っております。評価結果の概要に関しては、当社ウェブサイト上での情報開示等により開示いたします。

(注)取締役会評価の大項目

取締役会の構成 取締役会の運営 取締役会の責務と審議・報告等 取締役会を支える体制 その他

社外取締役は、議案等について事前に検討し、必要に応じて事務局から事前説明を受け、取締役会をはじめとする主要会議において、積極的に意見を述べております。

監査役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、法令・定款への適合及びリスク管理の観点から積極的に意見を述べております。

社外取締役及び監査役の意見は、取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。

【補充原則4-14-2】(取締役及び監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、個々の取締役及び監査役に求める役割・責任の要件を定めており、これに基づいたセミナーや交流会に参加する機会の提供や斡旋、自己研鑽に必要な費用の支援を積極的に行うことを基本方針としております。

新任の取締役及び監査役については、登用時に外部研修に参加するなど、求められる役割・責任を遂行するために必要な知識の習得機会を提供しております。

社外役員については、就任の際に、会社の事業・財務・組織等に関する情報を提供し、意見交換を実施しております。

また、取締役会以外の主要会議(執行役員会など)に出席する等、当社の実態について理解する機会を設定しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

- (1)株主との対話については、代表取締役社長の直轄部門である経営企画部が担当しております。
- (2)経営企画部は、IR活動に関わる関連部門との連携を日常的に行い、経営企画部長が全般を統括し、その結果を代表取締役社長に報告し適切に対応しております。
- (3)当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めて頂けるよう、ホームページ等を通じて「株主通信」「社会・環境報告書」等の情報開示を継続的に行うと共に、「IR情報に関するお問い合わせ」窓口を設置しております。
- (4)対話を通じて把握した意見等については、随時、経営陣幹部や関係部門と共有しております。
- (5)株主との対話に際しては、担当者に対して、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名取 三郎	674,808	4.49
名取 雄一郎	544,200	3.62
なとり取引先持株会	522,420	3.48
なとり社員持株会	452,960	3.01
横山 よし子	332,684	2.21
有限会社 フジミ屋興産	315,000	2.10
有限会社 ティーエヌコーポレーション	315,000	2.10
有限会社 エヌアンドエフ	315,000	2.10
株式会社 三菱東京UFJ銀行	264,000	1.76
株式会社 商工組合中央金庫	260,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡崎 正憲	公認会計士											
中尾 誠男	他の会社の出身者											
竹内 富貴子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎 正憲	○	——	公認会計士として専門的知識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 なお、同氏は、平成13年9月まで当社の会計監査法人である三優監査法人に勤務しておりましたが、退社して10年以上経過しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
中尾 誠男	○	——	長年にわたり三菱化学エンジニアリング株式会社の経営に携わり、その幅広く高度な経営についての知識、経験等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。

竹内 富貴子	○	平成26年7月から当社のアドバイザーとして、食育や女性の活躍推進についてのご意見を頂いておりましたが、社外取締役就任時(平成27年6月)に契約を終了しております。	管理栄養士、ダイエツククリエイターとして長年にわたり実践的な料理の研究活動に携わり、その食についての豊富な経験と専門知識等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
--------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	0	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	4	0	0	3	1	0	社外取締役

補足説明

取締役・執行役員・その他経営陣幹部の選任・解任については、経営諮問委員会に諮問し、取締役会で決定をしております。
役員報酬および関連諸規定は、経営諮問委員会に諮問し、取締役会で決定しております。
なお、社外有識者1名は、社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、それぞれの監査の質向上及び効率化を目的として、随時監査結果について相互に情報交換及び補完を行い、情報の共有化を図っております。また、監査役と経営監査部(内部監査・内部統制部門)は、社内外情報及び個別事案について共有化を図り、必要に応じて共同で対処する体制を確立しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
割出 雄一	弁護士													
大野 二郎	学者													
蒲生 邦道	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
割出 雄一	○	——	弁護士及び税理士としての幅広い知識を有しておられ、その経験に基づき、経営を監視するなど社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
大野 二郎	○	——	大学教授としての幅広い知識を有しておられ、その経験に基づき、経営を監視するなど社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
蒲生 邦道	○	——	長年にわたり東洋エンジニアリング株式会社の経営に携わり、また、公益社団法人日本監査役協会の常任理事等を務める等、幅広い知識を有しておられ、その経験に基づき、経営を監視するなど社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬などへの反映を中心的に行っており、ストックオプション制度等については実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第68期における当社取締役・監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬

取締役	10名	213百万円
(うち社外取締役) (3名)		(16百万円)
監査役	5名	12百万円
(うち社外監査役) (4名)		(6百万円)
計	15名	225百万円

- (注) a.上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役に対する、役員賞与36百万円(取締役7名)が含まれております。
b.上記の報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金の増加額38百万円(取締役7名)が含まれております。
c.上記の人数及び報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。
d.上記の報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額20百万円があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の金額については、株主総会の決議による年額報酬限度額以内の範囲で、各役員の職務の内容及び業績貢献度合等を総合的に判断し、算定しております。報酬の額は、社外役員を主体として構成される「経営諮問委員会」に諮問し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、事務局及び専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて関係部署が社内情報の提供等を行っております。

社外監査役に対しては、経営監査部(内部監査・内部統制部門)と社内情報等の共有化を図り、連携して対処する体制を確立しております。

また、取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役に対して、事前の資料配布を随時行っており、重要議案についての事前説明を併せて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜企業統治の体制の概要＞

当社の企業統治(コーポレート・ガバナンス)の体制は、参考資料13ページ「当社コーポレート・ガバナンス体制の模式図」のとおりであります。

当社は、会社の主要な機関として、「株主総会」のほか、「取締役会」及び「監査役会」を設置しております。

平成15年6月から「社外取締役」を招聘しており、提出日(平成28年6月30日)現在、取締役10名のうち社外取締役3名、うち女性1名であります。また監査役は4名のうち社外監査役3名であり、6名の社外役員が夫々独立した視点から経営の監督・監視を行っております。

取締役会は、取締役、監査役全員で構成され、月1回以上開催、経営に関する重要事項を決定しております。

監査役会は、監査役全員で構成され、原則、月1回開催、監査に関する重要事項を協議し決定しております。

また、平成13年6月から執行役員制度を導入しており、業務執行体制の強化を図っております。執行役員会は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役及び執行役員と主要な部門長で構成され、月1回開催、経営に関する重要事項の協議やグループ内の部門間連携及びその調整を行っております。

さらに、ガバナンスを維持・強化するための体制として、代表取締役副社長を委員長とし、取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」「内部統制委員会」「コンプライアンス委員会」の3つの委員会を設置しております。

「リスク管理委員会」においては、当社グループを取巻く様々なリスクの抽出、評価から対応方針や施策の検討を指揮しております。「内部統制委員会」においては、当社グループが事業活動を行う上での内部統制に関する方針の決定、組織横断的に亘る内部統制に関する問題点の有無を確認し、施策を実施しております。「コンプライアンス委員会」においては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する方針策定や施策の実施を行っております。

また、監査役設置会社ではありますが、平成16年5月より、社外役員を中心とした「経営諮問委員会」を設置しております。役員指名・報酬及び経営全般についての諮問を行っており、経営の透明性・健全性を高めております。

さらに、平成28年5月より「取締役会評価委員会」を設置し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図っております。

会計監査を担当する会計監査法人として、三優監査法人と監査契約を結んでおります。会計監査法人の状況は以下のとおりであります。

氏名	所属	継続監査年数
岩田 亘人	三優監査法人	3会計期間
熊谷 康司	三優監査法人	6会計期間

上記2名の公認会計士に加え、補助者は公認会計士4名とその他4名であり、合計10名が会計監査業務に携わっております。

＜監査役の機能強化に関する取り組み状況＞

当報告書「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項目に記載のとおりであります。

＜責任限定契約の内容の概要＞

当社は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり善意でかつ重大なる過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行において、取締役会による監督機能と、監査役による取締役の職務執行監査機能を持つ、監査役設置会社制度を採用しております。継続的な企業価値の向上を実現し、株主価値の観点から経営を監督する仕組みを確保し、マネジメントの強化とコーポレート・ガバナンスの確立に努めております。

具体的には、

- a.意思決定の迅速化と責任体制の明確化(執行役員制度の導入、経営組織における権限の明確化等)

b.経営の透明性・健全性の強化(経営諮問委員会の設置等)
c.監督・監査機能の強化(独立性の高い社外取締役・社外監査役の招聘)
を機能させるため、監査役設置会社の体制をとりながら、指名委員会等設置会社にある優れた特徴も取り入れた体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、定時株主総会の3週間前に、招集通知を送付しております。
その他	招集通知送付の1週間前に当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信(連結)、適時開示諸資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知、報告書(株主のみなさまへ)、決算公告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、経営企画部が担当しております。また、東京証券取引所との情報取扱責任者は、執行役員 経営企画部長兼経理部長の安宅茂が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「企業行動規範」、「役員・社員行動規範」において規定しております。また、グループ内の社員・パートに冊子「コンプライアンスプログラム」を配布し、周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社本社ビル及び埼玉工場のISO14001認証をはじめ、産業廃棄物の削減やCO2の排出量の削減等環境保全活動を推進しております。また、これらの取り組みは「社会・環境報告書」としてホームページに公開しております。
その他	当社では、成長意欲に満ちあふれた社風を目指しており、男女区別することなく優秀な人材を登用し、成果に応じた評価を行っております。また、男女共に働きやすく、女性が活躍出来る様、出生・育児などのライフスタイルの変化に合わせて、育児と仕事の両立をサポートするため、「育児休業」、「勤務時間短縮」、「看護休暇」、「託児補助」をはじめとした様々な「育児支援制度」を制定したことに加え、社内外の報告相談窓口(ヘルプライン)に女性担当を設置する等、職場環境を整備すると共に、制度を利用しやすい環境づくりに継続的に取り組んでおります。 さらには、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備及び有給休暇が取得しやすく、継続就業に繋げる従業員が働きやすい職場環境の向上に向けて、2つの目標(管理職に占める女性割合を10%以上とする。有給休暇取得を推進し、働きやすい職場環境を整える。)を掲げ、取り組んでおります。 なお、当社グループ全体(平成28年3月31日現在)では、女性取締役1名と、女性管理職9名(管理職全体に占める割合:7%)を登用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムの整備の状況＞

当社は、会社法に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

当社は、当社グループ一体として全てのステークホルダーの期待に応えるため、経営の透明性確保と法令遵守の上で、有効的・効率的な職務の実行により、経営品質の向上と企業価値の増大による持続的成長を目指し、内部統制システムのより一層の整備・運用に努めております。

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役員体制の現状については、牽制機能の発揮等を期待して、取締役には当社と利害関係を有しない専門家である社外取締役が就任し、監査役には法律・会計等の専門家である社外監査役が就任している。このようなガバナンス体制の下に、当社および当社子会社（以下、当社グループという。）の業務全般に亘りコンプライアンスを基本とした執行を推進する。
 - (b) 総務部は、企業行動規範、役員・社員行動規範の見直し、コンプライアンス推進計画の策定、諸研修の実施等当社グループ全体のコンプライアンスを所管する。
 - (c) コンプライアンス委員会は、当社グループの各部門にコンプライアンスオフィサーを設置し、行動規範遵守に関する全社方針の策定・見直し、違反事例発生時の原因究明、再発防止策の決定等、コンプライアンス体制の維持向上を推進する。
 - (d) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を維持する。
 - (e) 反社会的勢力との関係を一切持たない。これを役員・社員行動規範において、当社グループ全社員に徹底する。
 - (f) 報告相談窓口（ヘルプライン）を設置し、情報の確保を図ると共に、当社グループの役員・社員の相談および通報に適切に対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、取締役会で承認された文書取扱規定、文書保存規定、並びにコンピュータ管理規定等に従い、文書又は電磁的に記録し保存する。
 - (b) 取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じ閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 総務部は、「リスク管理に関する基本原則」を常に見直し、その対象であるリスクおよびコンプライアンスを、当社グループ全社レベルにて所管する。
 - (b) 当社グループ各社、各部門所管業務に付随するビジネス・リスクに関しては、その管理は各々の担当部門が行う。
 - (c) リスク管理委員会は、リスク対応能力の向上を図るために、当社グループ各社で管理するビジネス・リスクを取り纏め、リスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。
 - (d) リスク管理委員会の小委員会として品質管理委員会および情報セキュリティ委員会を設置する。品質管理委員会は、当社グループ全社および協力会社の品質に関するリスク管理を行う。また、情報セキュリティ委員会は、情報資産の適正な管理体制を構築・維持し、継続的改善を行う。
 - (e) (a)および(b)のモニタリングは経営監査部が担当する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 毎月1回の定例取締役会および必要に応じ随時の取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - (b) 各部門の定量、定性両面からのコミットメントをベースとした予算・実績管理を強化すると共に、適時に取締役会に報告する。
- e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 経営理念、行動規範等は当社グループ共通であり、グループ一体として業務の適正確保に努める。
 - (b) 当社子会社の運営管理については、関係会社管理規定において各子会社の当社所轄部門を定め、子会社各社の役員を兼任する当社の役員を中心に各社の運営を監督する。
 - (c) 当社子会社各社の業務の執行の状況について、定期的に当社取締役会等に報告する。
 - (d) 内部統制についてその有用性を自ら評価し、不備があれば迅速に是正する。
 - (e) 経営監査部は、当社グループ全社の業務監査を担当する。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (a) 監査役又は監査役会（以下、監査役という。）の職務の補助の主担当部署は、経営監査部とする。
 - (b) 監査役は、経営監査部員以外の使用人を必要に応じ、監査業務を補助する者として指名することができる。
 - (c) 監査役の求めに応じ指名された使用人は、監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う。
- g. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 前項の監査役の指揮の下に監査業務に必要な職務を行う社員は、その職務に関して、監査役以外の者の指揮命令は受けないものとする。（取締役以下その使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。）
- h. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 当社グループ各社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ該当する事項について、監査役に報告を行うものとする。
 - (b) 取締役および使用人は、上記のほか、当社グループにおいてコンプライアンス違反事項等を認識した場合、速やかに監査役に報告を行うものとする。監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
 - (c) 当社グループの企業行動規範、役員・社員行動規範、報告相談窓口（ヘルプライン）において、内部通報を行ったことにより処遇面で不利益を受けたり報復行為を受けたりすることが無いことを明記している。
 - (d) 経営監査部は、当社グループで実施した業務監査結果について監査役に随時報告を行い、また適時に連絡会を開催し意見交換を行う。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や執行役員会のほか必要に応じ、当社グループ内の全ての会議に出席できるものとする。
 - (b) 監査役は、稟議書や社内会議議事録を閲覧し必要に応じ、取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
 - (c) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため必要に応じ、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、監査に要した費用、債務の処理等の一切を会社に求めることができる。会社は、真に監査役の監査の実施に必要なと認められるときを除き、これを拒否することはできない。
 - (d) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と適時に意見交換を行う。

＜内部統制システムの運用状況＞

当社の取締役会は、取締役10名（うち、社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役のほか監査役4名（うち、社外監査役3名）が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から、決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は取締役会のほか、執行役員会議等の社内の重要会議に出席し、さらに常勤監査役は取締役から業務執行状況について直接聴取を行う等、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

＜その他企業統治に関する整備運用の状況＞

内部統制を支える組織として、内部監査部門である経営監査部を設置しております。経営監査部は、当社グループ全社に亘る業務執行ラインにおける内部統制状況のモニタリングを実施し、モニタリングにより抽出された業務執行に内在するリスクについて分析評価を行い、そのリスクの統制状況を確認し、その統制がリスクを十分低減できるものになっていることの検証を行っております。これらリスクの低減と併せ、業務の見える化、文書化を進め、継続的に改善することにより業務の有効性・効率性を高めております。モニタリングを通して抽出される問題でその影響が全社に亘るもの、重要性の高いものに対しては、内部統制委員会がその内容を精査、確認し調整する役割を担っております。

内部統制システム構築の基礎となるコンプライアンス経営については「企業行動規範」「役員・社員行動規範」「行動規範の手引き」を制定しており、コンプライアンス委員会が当社グループ全社・全部署に対し研修・講習会を実施し、全従業員へ遵法意識が浸透されていることを確認しております。

なお、当社グループは、内部通報制度として社内と第三者機関である社外に報告相談窓口（ヘルプライン）を設置しております。当然に、内部通報者の秘密は厳重に守り、通報をすることにより処遇面で不利益を受けたり、報復行為を受けることはありません。この報告相談窓口（ヘルプライン）は、当社グループのみならず、外部協力会社の役員・社員に至るまで適用範囲を拡げ、情報の収集・運営を行っております。

また、リスク管理については特に注力しております。「リスク管理に関する基本準則」を制定し、これを地震等自然災害、火災等いわゆる純粋リスク対応の基本法として位置付けております。リスク管理委員会は、この基本法の下、不測の事態に対する迅速かつ的確な対応を行うべくBCP体制を確立し、実際に災害等が発生した場合を想定した訓練を実施しております。また国内外で発生する流行病やカントリーリスク、各部門業務執行に付随するビジネス・リスクを取り纏め、その重要性・緊急性を評価し、その評価に応じた管理対応を行っております。特に食品会社として、冬季を中心にインフルエンザやノロウィルスへの水際対策のため、工場への入場時には検温と都度の手洗い殺菌を徹底することやフードディフェンスについても強化を図っております。

さらに、リスク管理委員会の小委員会として「品質管理委員会」「情報セキュリティ委員会」を設置しております。品質管理委員会では協力会社を含む当社グループが製造する製品の安全・安心を確保するために「なとり品質保証憲章」「同マニュアル」に則った品質管理が行われているかを監視し管理しております。情報セキュリティ委員会では「情報セキュリティ基本方針」を制定し、全従業員に対し情報セキュリティに関する教育を行い、継続的に情報資産のたな卸、情報資産の評価と適正な管理体制を構築・維持を行っております。

財務報告の内部統制制度につきましても、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書」を制定し、この基本方針書に基づき毎期監査法人与協議を行いながら実施しております。内部統制を通じ、業務の有効性・効率性をより追求しております。適用8年目であります平成28年3月期につきましても、開示すべき重要な不備は無く、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

<内部監査及び監査役監査の状況>

当社の監査役は、社内重要会議への出席のほか、稟議書を含む重要書類の閲覧、経営幹部へのヒアリングなどを通じて業務執行に対する監査を行っております。また、会計監査人に対し、夫々の監査の質の向上及び効率化を目的として、随時監査結果について情報交換と補完を行い、情報の共有化を図っております。

当社の内部監査部門である経営監査部は、他のどの部署からも干渉を受けない専任部署であり、業務活動の適法性・合理性の観点から、当社グループの各部門の業務監査を実施し、その結果について、経営者、社外取締役及び監査役等に報告を行っております。監査役は、経営監査部と情報の共有化を図り、必要に応じて連携して対処する体制を確立しております。

なお、社外監査役の割出雄一氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「役員・社員行動規範」及び「行動規範（コンプライアンス）の手引き」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいわゆる反社会的勢力から要求を受けた場合には屈することなく毅然として対応し、要求には応えません。

また、反社会的勢力による脅威を受けたり、被害の受ける恐れのある場合は、警察等関係行政機関や顧問弁護士と緊密な連携をとりながら、速やかに対応する体制を整備しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、株主の皆様最終的な判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると考えております。

現在のところ、近い将来に当社株式の大量買付けに係る具体的な動きが発生することを予想しておりませんので、当社といたしましては、そのような買収者が出現した場合の防衛策を予め定めておりません。

但し、当社株式の取引や株主の移動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得に係る具体的な動きが発生した場合には、直ちに最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

a. 適時開示の担当部署

(a) 情報集約・管理は、執行役員が担当します。

(b) 情報の重要性の判断、適時開示情報かどうかの検討は、担当役員・案件担当部署、及び経営企画部等で適時開示規則等に準じて協議します。

(c) 適時開示は、経営企画部が担当します。

b. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(a) 当社及び子会社に内部情報が発生した場合には、執行役員に連絡・報告が行われます。

(b) 代表取締役社長への報告・協議により情報開示を行うことが決定した場合は、内部情報管理を徹底するとともに経営企画部が適時開示を行います。

(c) 適時開示までの間における内部情報の取扱いは、「株式等の内部者取引に関する規程」に基づき、内部者取引の禁止の徹底を図るとともに、情報の管理に万全を期しております。

c. 東京証券取引所への適時開示

(a) 発生事項

社長承認後、遅滞なく適時開示を行い、開示後取締役会に報告いたします。

(b) 決定事項・決算情報

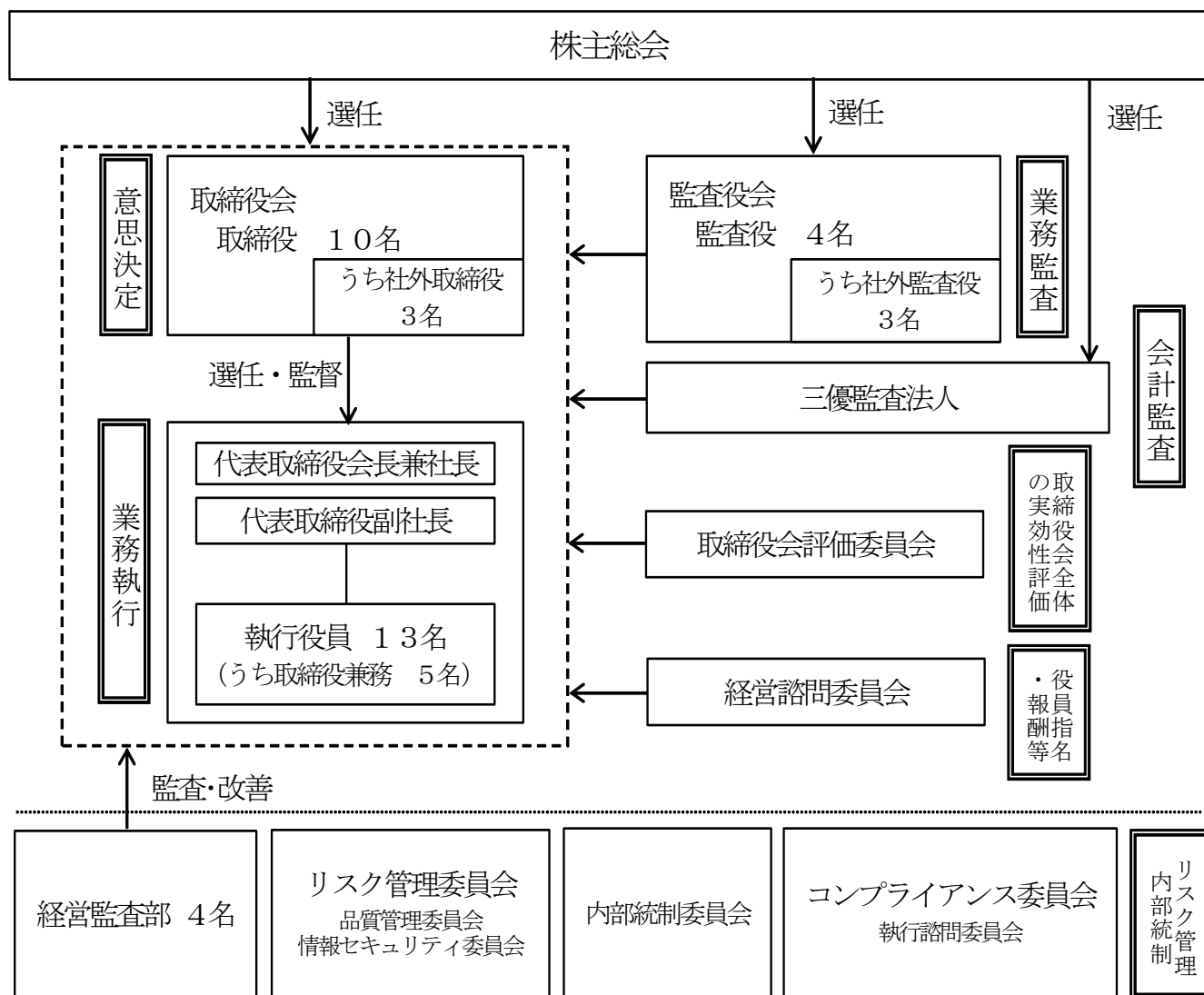
取締役会に付議、承認または報告後、速やかに情報開示いたします。

(c) 開示方法

東京証券取引所へ開示文書を送信(TDnet)、東京証券取引所のホームページに掲載されると同時に東京証券取引所内・兜クラブにおいて資料を投函いたします。また、当社のホームページにも掲載いたします。

参考資料14ページ「適時開示体制の概要図」をご覧ください。

【参考資料：当社コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



平成 28 年 6 月 30 日現在

【 適時開示体制の概要図 】

